

沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第84号）の一部を次のように改正する。

第7条中「、文書の交付又は規則で定める方法により明示して説明し」を「記した文書を交付して説明を行い」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合にあっては、文書の交付以外の規則で定める方法によることができる。

第14条第3項中「前2項により入院患者から」を「入院患者から前2項の」に改める。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第45条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第52条中「第7条第1項」を「第7条」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、指定介護療養型医療施設の運営に関する基準を改める等

の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。